



2025年5月27日

各 位

会社名 住友不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 仁島浩順
(コード番号 8830 東証プライム)
問合せ先 企画部長 堀切隆史
(TEL : 03-3346-1042)

住友不動産グループ従業員向け勤続功労株式報酬制度(株式交付信託)の導入に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は本日、取締役会において、住友不動産グループ従業員向け勤続功労株式報酬制度の導入に伴い、所要の自己株式を処分（以下「本自己株式処分」といいます。）することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年6月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,054,100株
(3) 処分価額	1株につき5,355円
(4) 処分総額	10,999,705,500円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループ従業員(退職金制度がある当社従業員、グループ会社を除く。)に対し、信託を用いた勤続功労株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。本制度は、毎年の貢献に応じて割り当てられる株式が年々累増するとともに、当社の株価上昇によってさらに受取報酬が増えるという期待が醸成されることにより、当社の基本方針である持続的成長による企業価値の向上に、大いに力を発揮してもらうための人的資本投資です。

本制度の概要につきましては、2025年2月6日付「住友不動産グループ従業員に対する勤続功労株式報酬制度(株式交付信託)の対象拡大に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本件に先立ち本制度に拠出する目的で市場より買い付けた自己株式の一部を、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して割り当てるものであります。

また、処分数量(2,054,100株、議決権個数20,541個)につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の対象従業員の構成推移等を勘案のうえ、対象従業員に交付すると見込まれる株式数に相当し、2025年3月31日現在の発行済株式総数476,085,978株に対する割合は0.43%（2025年3月31日現在の総議決権個数4,706,034個に対する割合は0.44%。いずれも、小数

点以下第3位を四捨五入)であり、当社としましては、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

(1) 名称	グループ従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行 (信託口))
(4) 受益者	対象従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	本信託内の株式については、受益者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じて議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
(8) 信託契約日	2025年6月12日 (予定)
(9) 金銭を信託する日	2025年6月12日 (予定)
(10) 信託の期間	2025年6月12日~2035年9月30日 (予定)
(11) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者に交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月26日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である5,355円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2025年4月28日~2025年5月26日)の終値平均5,402円(円未満切捨て)からの乖離率が-0.87%、直近3ヵ月間(2025年2月27日~2025年5月26日)の終値平均5,426円(円未満切捨て)からの乖離率が-1.31%、あるいは直近6ヵ月間(2024年11月27日~2025年5月26日)の終値平均5,185円(円未満切捨て)からの乖離率が3.28%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

以 上